

令和 5 年 5 月 2 日

武蔵村山市立小・中学校の保護者の皆様へ

武蔵村山市教育委員会

### 5 類感染症移行後の学校における対応について（お知らせ）

日頃より、武蔵村山市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、御家庭において御協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日より感染症法上の位置付けを 5 類に移行することが厚生労働省により正式決定されました。これにより、文部科学省から「学校保健安全法施行規則」の一部改訂、東京都教育委員会からは東京都が策定した「学校運営ガイドライン（都立学校）」等を廃止するとの通知がありました。

本市では、「武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部」において、市内学校における感染症の対応について下記のとおり変更する決定をいたしました。教育委員会では、今後も、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考にしながら、児童・生徒が安心して学ぶことのできる教育環境の構築に努めてまいります。

御家庭におかれましては、今後も引き続き、お子様の健康管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校における基本的な感染予防対策

学校では適切な換気の確保を行うとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続して行います。また、これまでお示ししている通り、学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。

ただし、感染が流行している場合などには、一時的に感染拡大防止のための対応を講じることがあります。

#### 2 対応の変更について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子様の出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする、原則 5 日間となります。

- (2) 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、お子様にはマスクの着用を推奨いたします。
- (3) これまでと同様、感染が確認され、出席停止の期間を経て登校するに当たっては、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。
- (4) これまで保護者から感染不安、感染懸念のためにお子様を休ませたいという相談があった場合には、出席停止の扱いとしておりましたが、今後は「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合」など、合理的な理由があると校長が判断する場合のみ、出席停止の扱いとなります。
- (5) 濃厚接触者の特定は行われないうこととなりますので、同居家族に感染者が発生しても、お子様に感染が確認されていなければ、学校に登校させることができます。
- (6) 健康観察カード等の記録及び提出は求めません。

### 3 御家庭での健康管理について

健康管理についてはこれまでもお願いをしているところですが、再度以下の内容について御確認いただき、御家庭においても感染症予防の取組をお願いいたします。

- (1) 毎朝の検温、こまめな手洗い、うがいなど、コロナ禍で日常となった取組の継続をお願いします。
- (2) お子様に風邪の症状や発熱、倦怠感等がある場合、または感染が疑われる場合には、無理に登校をさせないようにお願いします。

### 4 その他

対応についての御質問は、各担当までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

武蔵村山市教育委員会

電 話：042-565-1111      F A X：042-566-4490

【学校保健に関すること】

教育部教育総務課学事係      内 線：426

【指導に関すること】

教育部教育指導課      内 線：435・438